

認可保育所における保育環境

— 低年齢児を中心に —

高玉 和子

駒沢女子短期大学 教授

1. 日本の人口推移と少子化

日本の保育所の現状を概観するとき、国の少子化対策に触れずに話を進めることは出来ない。少子化対策を策定する契機となった出来事として、1989年の「1.57ショック」が国民の記憶に鮮明に残っているのではないだろうか。この数値は合計特殊出生率（15～49歳の女性が生涯のうちで子どもを生む数を平均化したもの）であり、2.0を下回ると人口総数が減少していく。

それまで人口の増減に関して政治家も国民も無関心であったが、この「1.57」という衝撃的な数値に皆一様に危機感を抱き始めた。単に人口減少が起きるだけではなく、少子化になることによって将来に多大な影響を与える可能性を無視できなくなったのである。例えば、年金制度が存続できるか、介護を担う人が少なくなるとどうなるのか、農業や漁業、林業の担い手はいるか、それだけではなくサービス業などを含む日本の産業を支える働き手の減少により経済が停滞・減速するであろうことを危惧する人々が現れてきた。

過去を遡れば、1947～49（昭和22～24）年の第一次ベビーブームの時期には、合計特殊出生率は4.32となり、269万6,638人の子どもが誕生し、昭和時代における最高の出生数を

示した。次に子どもの出生数が多い第二次ベビーブーム（1971～74年）は2.14であり、これを境に出生率は減少の一途をたどり少子化に向かっていくこととなる。第一次ベビーブーム期は「団塊の世代」と呼ばれ、その時生まれた子どもたちが定年を迎える年齢となっている。第二次ベビーブーム世代は「団塊ジュニア」といわれ、第一次ベビーブームの人々が親であり、その子どもたちにあたる。

2. 保育所保育内容の変遷

第一次ベビーブームは第二次世界大戦終了後、敗戦国の復興に向けて貧しいながらも新しい民主主義国家づくりを目指して希望に燃えていた時期にあたる。東京都の公立保育所建築竣工年次別数（東京都庁昭和34年調べ）によると、戦時中の昭和17年から戦後23年にいたるまでに建設された保育所は一カ所もない。昭和24年頃から建てられ始め、26年では12カ所増設された。

その時期、昭和23年12月29日厚生省令第63号として、児童福祉法最低基準が発令され、最低基準を設けることにより、保育所をはじめとする児童福祉施設の面積や設備、人的配置数などが定められ、これより下回ってはいけないことになった。また、昭和24年5月に保育所給食実施要綱を定めて、給食が開始さ

れた。しかし、当時の「児童福祉施設最低基準」には、保育所の保育内容に関して、下記にみるように簡潔に規定されているだけであった。

第55条

保育所における保育内容は、健康状態の観察、個別検査、自由遊び及び午睡の外、第十三条第一項に規定する健康診断を含むものとする。

- 2 健康状態の観察は顔ぼう、体温、皮膚の異常の有無及び清潔状態につき毎日登所するときこれをこなう。
- 3 個別検査は、清潔、外傷、服装等の異常の有無につき毎日退所するときこれをこなう。
- 4 健康状態の観察及び個別検査をおこなったときには、必要に応じ適当な措置をとらなければならない。
- 5 自由遊びは、音楽、リズム、絵画、製作、お話、自然観察、社会観察、集団遊び等を含むものとする。

さらに昭和40年には、保育所保育のガイドラインとして「保育所保育指針」が制定された。その後、平成2年、平成12年と改定され、第3回目の平成20年に行われた改定では告示となった。上記のように保育所が開設された当時と比べると、現在用いられている保育所保育指針は、第1章総則に始まり、第2章子どもの発達、第3章保育内容、第4章保育の計画及び評価、第5章健康及び安全、第6章保護者に対する支援、第7章職員の資質向上の構成となっている。第3章保育内容については、「ねらい」が23項目、「内容」が65項目

に分かれ、保育士等が適切に保育で行うべき事項や、保育士等が援助しながら子どもが育つ上で乳幼児期に経験することが望まれる事項が記載されている。ここに全てを記載することはできないため、どのような事項があるかについて目次のみを列挙する。

第3章保育内容

1 保育のねらい及び内容

(1) 養護に関わるねらい及び内容

- ア 生命の保持（ねらい4項目、内容4項目）
- イ 情緒の安定（ねらい4項目、内容4項目）

(2) 教育に関わるねらい及び内容

- ア 健康（ねらい3項目、内容9項目）
- イ 人間関係（ねらい3項目、内容14項目）
- ウ 環境（ねらい3項目、内容12項目）
- エ 言葉（ねらい3項目、内容12項目）
- オ 表現（ねらい3項目、内容10項目）

2 保育の実施上の配慮事項

- (1) 保育に関わる全般的な配慮事項（6項目）
- (2) 乳児保育に関わる配慮事項（5項目）
- (3) 3歳未満児の保育に関わる配慮事項（6項目）
- (4) 3歳以上児の保育に関わる配慮事項（9項目）

たった5項目しかなかった児童福祉施設最低基準における保育所の保育内容は、時代を経て現在このように詳細にわたり規定されるようになり、子どもの発達に沿った保育を丁寧に行っていくようになったことがわかるであろう。

3. 保育所の保育環境の実際

(1) 保育環境の評価とは

現在運営されている保育所の現状を調べ、保育環境がどのように整備されているのか、子どもに最適な環境を提供するためにはどのような配慮が必要かについてみていく。その際、適正か否かを検討する基準として、テルマ・ハームス、デビィ・クレア、リチャード・M・クリフォードによる「保育環境評価スケール 乳児版」を比較検討に用いることにする。アメリカの研究者たちが長年にわたり保育の現場に沿いながら評価方法を開発し、アメリカ国内にとどまらずカナダ、ヨーロッパ、オーストリア、ニュージーランド、アジア諸国で使用されている。

保育環境評価スケールの項目として、「空

間と家具」、「個人的な日常のケア」、「聞くことと話すこと」、「活動」、「相互関係」、「保育の構造」、「保護者と保育者」の7つがあげられている。今回、全ての評価スケールについて検証していくには紙面に限りがあることから、「空間と家具」の評価スケールのみを用いてみていくこととする。

保育環境評価スケールにおける「空間と家具」の小項目は以下の通りである。

- ① 室内空間
- ② 日常のケアと遊びのための家具
- ③ 安心して落ち着ける空間
- ④ 室内構成
- ⑤ 子どもに関係する展示

文化的に異なる点もあるため、日本の保育所とアメリカとを単純に比較はできないため、日本の保育事情に即して検討を進めていき

表1 「室内空間」の評価

評価	点数	評価視点
不適切	1.1 1.2 1.3 1.4	子ども、おとな、家具に対して十分な広さがない 明るさ、温度調節に不備があり、防音材が使われていない 修繕が不十分である(例、壁や天井の塗料がはげている、床がどこどこで痛んでいる) 手入れが行き届いていない(例、ほこりや汚れが積もっている、流しが汚れている、毎日の掃除を怠っている)
最低限	3.1 3.2 3.3 3.4 3.5	子ども、おとな、家具に対して十分な広さがある 明るさ、温度調節、防音が適切である よく修繕がなされている 適度に清潔で、手入れが行き届いている 現在保育に関係している、障がいをもつ子どもやおとなが皆、子どもの場所に入出入りできる(例、障がいをもつ人のためのスロープや手すり、車椅子や歩行器のための通路)
よい	5.1 5.2 5.3	子ども、おとな、家具に対してゆったりと広い(子どもとおとなが自由に動きまわられる、家具が手狭になっていない、障がいをもつ子どもに必要な設備がある、広々したところで遊べる) 換気が十分であり、窓や天窓から自然光が入っている 子どものための場所に障がいをもつ子どもやおとなが出入りできる
とてもよい	7.1 7.2 7.3	自然光の調節ができる(例、調節できるブラインドやカーテン) 換気が調節できる(例、窓が開けられる、換気扇がある) 床や壁、その他備え付け家具の表面は汚れを落としやすい素材である(例、洗える床/敷物、塗料/壁紙、カウンターやキャビネットは汚れを落としやすい)

出所：テルマ・ハームス、デビィ・クレア、リチャード・M・クリフォード著 埋橋玲子訳「保育環境評価スケール②乳児版」改訳版 法律文化社 2009 p.8

い。

(2) 「空間と家具」における「室内空間」の評価方法

室内空間に関する評価方法は表1に示す通りである。評価が「不適切」、「最低限」、「よい」、「とてもよい」の4つである。この表に基づいて評価を行うとき、「とてもよい」が子どもにとり室内空間が最善の保育環境であると考え、子どもだけではなく、保育を実践している保育者にとっても保育しやすく働きやすい環境が整っているといえる。

4. 日本の保育所の室内空間構成

実際の保育所における保育室内の空間構成が、どのようになされているか、みていくこ

ととするが、単にアメリカと日本の保育所の室内空間を比較して、是非を問うわけではないことを断っておきたい。単純な比較は誤解を生じることもあるため、ここでは日本の保育所の中で子どもの発達や情緒の安定に配慮している室内空間構成をみていく。日本の保育所では0歳児から5歳児までの子どもが保育されているが、各年齢をみていくことはこの限りある紙面のなかでは難しいため、K市にあるR保育園の1歳児の保育室を紹介することにする。

写真1は、1歳児の保育室にある整理棚であるが、保育で使用する道具類が機能的に整理分類されるよう配置され、下部には保育士が手作りした子ども用の椅子にカバーがかかっておいてある。もちろん通常の保育で使用する木製の子ども用の椅子は常備されているが、子どもたちは遊びの中でこの保育士たちが作った椅子に座るのがとても好きである。左側上部には子どもの手形を取り、それを使って動物に見立てて展示し、中央には子どもの顔写真を貼った短冊状のものを蓑虫のように台紙に木を描いて吊るしてある。

写真2は、子どもが給食を食べるランチルームである。1歳児はまだスプーンやフォーク



写真1 1歳児保育室整理棚



写真2 ランチルーム



写真3 オムツ交換台



写真4 手作りおもちゃ①

ク、箸を使って食事をきれいに食べることは難しいため、机の下には敷物を敷いてある。明るい室内と小グループに分けて保育士が食事介助できるよう配置してある。写真では見えないが、反対側には手洗いがすぐできる子ども用の洗面台が設置してあり、保育士にとってもお手拭などを洗うのに便利な構造となっている。

写真3は、子ども用トイレやオムツ交換台、洗濯台が効率よく配置されており、奥にある

棚には各自のオムツや清拭に使用するペーパーやゴム手袋等が整備されている。向い側には子ども用トイレがあり、排泄関係はすべて独立したこの部屋で行うことができる。これらの保育室等では清潔で採光にも十分配慮して自然光を取り入れる工夫がされている。

また、子どもが遊ぶ玩具類は種類別に分類され、それぞれのカゴや玩具箱に入れられ整備されている。特に、食事と遊び・睡眠ができる部屋を分けることによって、子どもの生活リズムが取りやすいことや気分の切り替えができるなど、保育環境としては申し分ない。

保育室にはラグが数箇所置かれ、家庭的な雰囲気とともにリラックスして遊べるスペースが確保してある。



写真5 手作りおもちゃ②



写真6 手作りおもちゃ③

子どもが遊ぶ室内では市販の玩具を設置していることが多いが、そのほかにこの園では写真4、5、6のような保育士の手作りおもちゃも置いてある。これらは保育士が子どもの発達を促すために考案した手作りおもちゃである。市販の玩具は色や形状もきれいに仕上がっているが、手作りおもちゃは保育士の愛情がこもり、さらに子どもの個々の細かい発達の流れに沿って遊びを展開することができる。

写真4はボール紙を利用して四角や丸などの穴を開け、子どもがその穴にボールやスポンジ状のものを入れると下の大きな穴から出てくる仕組みになっている。台紙にはマジックテープを貼り、食器洗い用のスポンジを子どもの手で持ちやすい大きさに切り、貼ったりはがしたりができるようにもしている。これは手と目の供応を促すことになる。

写真5は細長い棒状の布や三角形の布を作り、その中に綿を入れ、握ると柔らかい感触が楽しめる。先端にマジックテープをつけ、貼ったりはがしたりができ、手先の器用さを促すように工夫されている。布も黄色やピンク、紺などのチェック柄や花柄を用いて家庭的雰囲気があり温かい感じでまとめている。

写真6はフェルト素材で作られているおもちゃである。長四角やお魚の形をしたものにボタンホールを作り片端にはボタンをつけて、穴に入れてつないだり、丸くつなげて遊べる仕組みになっている。子どもがこれで毎日遊ぶことにより、衣類の着脱の時に自分でボタンを通すことが苦まなくできるようになる。

まだ他にも、バックやエプロン、おおい紐などさまざまな手作りのままごと道具や、ガラガラ、ポール通しなどが用意されている。

すべてここで紹介することはできないが、子どもの一人ひとりの発達を踏まえて、発達段階に合わせて遊べる手作りおもちゃが用意されている。このように、子どもの発達を促進する保育環境を意図的に作り出すことを通して、生活に必要な基本的技術を身につける機会を遊びの中にも取り入れている。遊びを通して食事・排泄・睡眠・着脱衣・清潔の基本的生活習慣において、子ども自身がスムーズに日常動作ができるようになることが目的の一つでもあり、子どもの達成感が大きいことも長所といえる。子どもが楽しみながら、着実に成長していくことができる素晴らしさを実感できることは、保育士の仕事としてこの上ない喜びに違いない。

5. まとめ

日本の認可育所は国の児童福祉施設最低基準に合致した施設となっていることから、上記にあげたアメリカの保育環境評価スケールに照らし合わせても、ほぼ「よい」もしくは「とてもよい」に該当するといつてよいと考えられる。昭和期に建てられた建設年数が古い保育所に関しては、障がいのある子どもや大人に対する配慮がなされていないなど「最低限」の評価に値するものもあるが、2001年の待機児童ゼロ作戦の補助金により、かなり改築、増築され改善された。近年新規に設置された認可保育所は、障がいのある人々も利用できるよう廊下や部屋の入り口、トイレなど、車いすで出入りできる十分なスペースを完備している。外回りに関しても駐車スペースを確保し、玄関はスロープをつけ受け入れができるようにしている。

子どもや保育する保育士等が動き回れる十

分な広さがあり、室内換気、採光の調整が工夫され、清潔が保たれている。その上、8～13時間の保育を受ける子どもたちが過ごすために、家庭的な温かさを感じさせる室内空間になるよう気を配っている。

これまで述べてきたように保育の室内環境はとても重要であるが、それだけで終わるものではない。子どもの発達を促す玩具を備え、単調になりがちな保育所での日々の生活を、子どもにとって楽しく過ごせるような工夫が必要とされる。散歩や行事などを取り入れ刺激や変化をつけながら、温かい雰囲気で落ち着いた環境のなか、子どもは保育士との情緒的な関わりを通して育てられ成長していく。

しかし、現実には待機児童解消を目的として認可保育所の他に、認可外保育施設（通称、無認可保育所）が増加していることも事実である。公立保育所の民営化推進により民間企業が運営する施設では利潤が追求されることとなる。自治体独自の基準が適用される施設には一部補助金が給付される。しかし、ビルの一室を使用していたり、園庭や調理室がない、栄養士の配置がない、保育士資格を持たない者が保育にあたるなど問題は少なくない。保育環境に関しても十分配慮がなされているか懸念は尽きない。低成長期が続く日本経済における緊縮財政のなかでも、保育の水準を維持向上し、将来を担う子どもたちを育てる保育所の使命と役割は守らなければならない。

最後に、調査にご協力いただいた川崎市のらいらっく保育園の野本ヨシ子園長先生と諸先生方に感謝申し上げたい。

〈参考文献〉

一番が瀬康子 泉順 小川信子 宍戸健夫著 『日

本の保育』ドメス出版 昭和37年
厚生労働省編 『保育所保育指針解説書』 フレー
ベル館 2008年